

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年（2025年） 6 月18日（水）（第 4 日）

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 49 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 50 号 吹田市職員の育児休業等に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52 号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務委託契約の締結について
- 議案第 63 号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
- 議案第 68 号 訴えの提起について
- 議案第 69 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 70 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 報告第 15 号 専決処分報告
 - 専決第 1 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	北 澤 直 子	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 任	角 田 詩 織
書 記	三 枝 輝 秋	書 記	中 川 晃 希

（午前10時 開議）

○矢野伸一郎議長 ただいまから5月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますので、それにより御承知願います。

次に、6月13日、6月16日及び6月17日に予定いたしましたおりました会議は、議案質疑の発言通告の状況を踏まえ開会せず、本日開会することにしましたので御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第63号及び議案第68号から議案第70号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

なお、9番 中西議員から、資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので御報告いたします。

それでは、通告順位により順次発言を願います。

5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。本日は、小学生も傍聴にたくさん来られており、大変うれしく思っております。

まず、議案第69号の予防接種事業についての質問をいたします。

今回の補正予算に上げられている新型コロナワクチン、HPVワクチン、つまりヒトパピローマウイルスワクチンの両ワクチンは、死亡や重篤な健康被害が、他のワクチンとは比べものにならないほど多く、市民の命と健康を守るため見過ごすことはできません。

まず、一つ目、新型コロナワクチンについて大き

く四つの項目について質問いたします。

政府やメディアがコロナ禍、恐怖で国民を誘導し流した情報が、都合が悪くなると書き換えられたり隠蔽されたりしているという信じ難い状況がある中、吹田市でも市民の健康な暮らしを守る気概はあるのかを問います。

1番目の質問です。健康被害状況についてお聞きします。まず、厚労省発表の死亡者、負傷者の最近の動向について伺います。

次に、本市の医師からの副反応疑い報告数と内容についてお聞かせください。

最後に、同ワクチンの本市の健康被害救済制度の状況と安全性についての認識をお聞かせください。

2番目の質問です。本市のワクチン接種歴、死亡歴などの情報開示請求についてお聞きします。

人類史上初めて用いたmRNAワクチンは、遺伝子組換えワクチンとも言いますが、史上最悪の死亡数、健康被害を生じたワクチンです。厚労省の安全性に特段の懸念はないという姿勢に危機感を持った市民が、本ワクチンの有効性や危険性の実態調査をすべく、各自治体に対して情報開示請求が行われています。そこには死のロットと言われるEX3617は108人中89名が死亡というデータや、接種者の93%が半年以内に死亡したロットも存在するということが明らかになりました。

私は、昨年度の5月定例会の反対討論において、2021年春からの死亡者に関して、死亡日、死亡日時点の年齢・性別、ワクチン接種の有無、ワクチン接種回数等の新型コロナワクチン接種者の追跡調査をするよう要望しております。市民の思いに応えた自治体の数は、開示49、情報提供5、一部開示77の131件、不開示は12件で、吹田市は残念ながら不開示に含まれると市民から伺っております。まず、本市での情報開示請求の現状をお伺いします。

次に、本市の接種回数別の死亡数を伺います。

最後に、浜松市のデータでは、新型コロナワクチン接種者が当日も含め、接種後3日以内に111人が死亡していますが、副反応疑い報告を提出しているのはたったの6人です。報告率はとても低く5.4%です。同様に、札幌市のデータでは、接種者が接種

後3日以内に250人が死亡していますが、副反応疑い報告を提出しているのはたったの7人です。これも報告率は2.8%でとても低いです。吹田市でも両市のような事態が起こっていないか、知る権利が市民にはあります。市民の健康を守り、保健衛生上の危害の発生または拡大を防止する観点からも、詳細な情報開示を求めますが、市長の見解を求めます。

3番目の質問です。令和7年度新型コロナワクチン定期接種についてお聞きします。

まず、市民に説明している接種目的についてお聞かせください。

次に、令和6年度の際には、国からの補助金が8,300円でしたが、今年度は国からの助成は行われないと示されました。本市で把握されているその理由は何でしょうか。

最後に、国が助成しないと決定したにもかかわらず、本市でその分を助成する根拠は何でしょうか。

4番目の質問です。同ワクチンと重症化予防効果についてお聞きします。

同ワクチンは繰り返し接種することにより免疫力が低下するという危険なものです。IgG4抗体の数値が上がることで、帯状疱疹やがんになることは深く関係しており、接種が始まった2021年から免疫低下による帯状疱疹、手足口病などの皮膚疾患、がんも全国的に増加しました。新型コロナワクチン接種によって帯状疱疹が発症した事例が、予防接種健康被害救済制度で認定されている状況、あわせてそのタイミングで帯状疱疹ワクチンについて、既に承認されている50歳以上の成人に加え、帯状疱疹の発症リスクが高いと考えられる18歳以上へと接種対象者が拡大されました。

まず、同ワクチンの定期接種者の追跡調査の実態についてお聞かせください。

最後に、接種を重ねるごとに危険であるというデータもありますが、その認識はありますか。また、検証はされましたか。

以上で、一つ目の新型コロナワクチンについての質問は終わります。

続いて、二つ目のHPVワクチンについて大きく三つの項目について質問いたします。

1番目の質問です。健康被害状況についてお聞きします。

まず、厚労省発表の副反応疑い報告の最近の動向について伺います。

次に、本市の医師からの副反応疑い報告数と内容についてと、本市の健康被害救済制度の申請状況と安全性についての認識をお聞かせください。

最後に、市民に説明している接種目的をお聞かせください。

2番目の質問です。HPVワクチンの副反応リスクの周知についてお聞きします。

まず、本ワクチン接種での重篤な副反応報告の内容をお聞きします。

次に、市のホームページ上で持続的な痛みなどの副反応報告が特異的に見られたため、積極的勧奨を控えてきましたとの記載がありますが、持続的な痛みという表現は事実に対してあまりにも軽い表現で、不十分ではないでしょうか。御所見を伺います。

最後に、ホームページ上に掲載している厚労省のリーフレットを配付し、啓発をしたということですが、HPVワクチンの薬害被害で苦しむ人が今もなお存在し、訴訟も起こされている事実、重篤な、つまり入院相当以上の副反応の治療法が確立していないという事実、このHPVワクチン副反応疑い報告の頻度は、他の12種類のワクチンの定期接種の平均値の8.3倍、うち重篤なものの頻度は7.4倍であり、近年使用されている9価ワクチンは4価ワクチンより2.0倍という、さらに高い頻度で副反応報告があるという事実が記載されておらず、市民が接種を判断する情報として重要ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせください。

3番目の質問です。同ワクチン接種の懸念事項、副反応により現在も体のいろんなところが痛く、頭痛といってもハンマーで殴られたような頭痛、体が勝手に動き止められない。知っている人の顔と名前が分からないなどの多様な症状で苦しみ、夢や希望を奪われた少女がいます。

以上の質問項目から認識している懸念事項とその対策について、市長の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 保健所にいただきました御質問に御答弁いたします。

まず初めに、国が公表している予防接種健康被害救済制度の認定件数は、本年5月30日時点で9,171件でございます。うち、医療費及び医療手当が7,940件、死亡一時金または葬祭料が1,018件、障害年金が212件、障害児養育年金が1件でございます。

次に、吹田市民の予防接種副反応疑い報告の件数は117件でございます。病名や症状で多いものは、接種後の発熱や頭痛、気分不良や倦怠感となっており、特定の年齢に限定した症状はございません。

次に、本市の予防接種健康被害救済制度の状況は、本年5月30日時点で延べ41件を国に進達し、認定が16件、否認が9件、審査結果待ち件数が14件、進達取下げ件数が2件でございます。認定された16件のうち、医療費及び医療手当が13件、死亡一時金が1件、葬祭料が1件、障害年金が1件でございます。

ワクチンの安全性につきましては、国が評価しており、重大な懸念は認められていないものと認識しております。

次に、本市での情報開示の現状につきましては、文書は作成しておらず、公開した事例はございません。

次に、本市における接種回数別の死亡数につきましては、把握をしておりません。

次に、新型コロナワクチン接種後の死亡と、その副反応疑い報告率についての情報開示につきまして、まずは、担当よりお答え申し上げます。

本市におきましては、当該文書は作成しておらず、そのため副反応疑い報告率についても把握しておりません。ワクチンの安全性につきましては、国において評価されるものと考えております。

次に、令和7年度（2025年度）新型コロナワクチン定期接種における市民への説明につきましては、予防接種法上のB類疾病の定期接種に位置づけられ、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として実施するものと説明しております。

次に、国から助成が行われない理由についての国の通知はございませんが、昨年度の助成については、特例臨時接種から定期接種に移行する際に接種を希

望する方が、安心して接種できるようにするための激変緩和措置として実施されたものでございます。本年度については、前年度と同様の事情にないため、実施されないものと認識しております。

次に、本市が助成を行う根拠でございますが、新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法上の定期接種と位置づけられていることから、実施しているものでございます。

本年度につきましては、国からの助成は実施されませんが、近隣市の動向や他のB類疾病の定期予防接種の自己負担金との比較も踏まえて自己負担額を設定し、定期接種として実施するものでございます。

次に、定期接種者の追跡調査につきましては、各ワクチンの製造元において法に基づく調査がされていることは認識しておりますが、本市では把握しておりません。

次に、安全性につきましては、現時点において国の審議会では、ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められないと評価されており、また、安全性の検証につきましても、国が行うものと認識しております。

続きまして、HPVワクチンについてお答えいたします。

HPVワクチンの副反応疑い報告の最近の動向につきましては、国の会議で公表されている主な症状は、失神や血管迷走神経反射となっております。

次に、本市においては、積極的勧奨が再開されたからの副反応疑い報告はありません。

次に、本市においては、健康被害救済制度の申請はありません。また、ワクチンの安全性につきましては、国において評価がされ、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められているものと認識しています。

次に、市民に対しては、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことができるワクチンであることを周知しています。

次に、副反応疑い報告は因果関係が不明なものを含めて報告されますが、令和6年（2024年）4月から12月までに国へ報告された重篤例のうち、死亡の

1例は胎児、後遺症の2例は自己免疫性脳炎と失神となっております。

次に、ホームページの記載の文章につきましては、国が使用している表現に基づいており、適切であると認識しております。

次に、ワクチンの安全性につきましては、国の審議会では評価されており、現在のところ、安全性について特段の懸念が認められないとされております。国により懸念が認められると評価された場合には、速やかに市民へ周知してまいります。

次に、HPVワクチン接種の懸念事項について、まずは担当からお答えします。

過去に積極的勧奨が差し控えられた経過があることから、ワクチン接種の効果と副反応等の正しい情報を得ることにより、接種を判断できるよう情報提供していくことが重要であると考えており、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 新型コロナワクチンにつきまして、ただいま担当、これは医療の専門家です、担当からの答弁の繰り返しになりますが、その安全性は我が国を代表する研究機関、審議会、専門家の科学的、専門的な知識、データに基づいて、国が責任を持って評価をしており、御質問にあるような特段の心配はないということを、これからも市民の皆さんにしっかりとお伝えしてまいります。

そして、HPVワクチンにつきましても、効果と副反応等に対する正しい情報を得た上で、個人が接種の後悔のない判断ができるよう、引き続き正しい情報の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 再質問を行います。先ほどの御答弁では、本来は健康な人に接種するワクチンで死亡者が分かっているだけでも1,000人以上もいる、これは薬害ではないでしょうか。吹田市では、ワクチンは国が評価しているから安全だという、こうい

った認識ですよね。しかし、接種回数別の死亡数も、医療機関からの報告率も把握していない。また、昨年度定期接種した60歳以上の方の追跡調査もしていない。つまり、調べる気がないという姿勢だということが分かりました。

約150の自治体のうち、130の自治体は何らかの形で情報公開をしているにもかかわらず、残念だと思います。また、基本、小学校6年生から高校3年生までに接種するHPVワクチンにおいても、死亡や重い後遺症で苦しんでいる子供たちがいるにもかかわらず、持続的な痛みというこの表現が、国が表現しているから適切だということですが、市民のためを思っている情報提供なのかというふうに思いました。市民には、国からの評価だけでなく、本当のことを伝える使命感を持っていただきたく、一つ目の新型コロナワクチンについて再質問をいたします。

コロナ禍の3年間、主に65歳以上の方への定期接種の接種目的においての市民の認識について伺います。

コロナ禍、同ワクチンの有効性や安全性を否定する論文が多数出ている中、連日、マスコミはテレビ、CMで不安をあおり、自身のため、御家族のためと、新型コロナワクチン接種を促していたことは、皆さんの記憶に新しいことと思います。

しかし、先月、米国政府は、コロナウイルスは人工ウイルスであったという公式見解が出されました。つまり、ワクチン接種をさせるための計画的に行われた世界的な犯罪だったということなのです。そして、米国では健康な子供と妊婦へのワクチン推奨を取り下げると明確に発表しました。

そんな中、先日、日本のメディアにおいて、新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長、先ほど市長からおっしゃられていた厚労省のほうの、国のそういった判断をする方ですね、その方が、政府に助言し感染対策を実行してきた尾身 茂氏が、新型コロナワクチンは感染予防効果はなかったと、これまでワクチン接種で感染を予防しようという従来の発言とは真逆の発言をするという、無責任な態度が露呈されました。データの改ざんをし、検証する

こともしていない政府への信頼性はないと感じています。ここまで来ると、今はもう私たち日本人のための政府ではない、日本政府の言うことだけを聞いていては駄目ではないでしょうか。

市民は、どうワクチン接種の目的を正しく認識しているのでしょうか。まず、コロナ禍、本市の職員に対し、感染症対策として職場での接種勧奨はあったのでしょうか。消防署、市民病院の実態をお聞かせください。

次に、先ほどの御答弁においてですが、今年度の同ワクチンの接種目的は、重症化予防とのことですが、昨年度の吹田市の接種案内では、予防接種により感染症予防の効果と副反応リスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けてくださいと書いてあります。同じB類疾病の定期接種に位置づけられながら、昨年度は感染症予防と記述した理由をお答えください。また、接種目的が感染症予防ではなく、重症化予防ということに変更したということは重要であると思いますが、ワクチン接種判断の誤った選択とならないように、どのように市民に周知するのかお答えください。

最後に、同ワクチン定期接種の懸念事項についてお伺いします。

同ワクチン接種後、仕事を失った人、普通の生活ができなくなった人、命をなくしてしまった人がいます。医療機関からの副反応疑い報告数もほぼない、国は安全性の検証もしていない、世界ではほぼ打たない中、国からの評価だけを根拠に、多い人では9回目を打つ定期接種は、市民の命と健康を本当に守れるのでしょうか。以上の質問項目から、認識している懸念事項とその対策について、市長の御見解を伺います。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 まず保健所からお答えいたします。

市職員につきましては、吹田市新型コロナウイルス感染症等対策本部会議を受け、ワクチン接種に努めるよう呼びかけた時期もございました。

また、市民病院の職員においては、接種は強制さ

れるものではないことを通知していたと聞いております。

次に、感染症予防と記載した理由につきましては、予防接種の有効性を分かりやすく言い換えたものでしたが、誤解を招く可能性のある表現でした。市民の皆様が正確な情報に基づいて接種を選択できるよう、改めて適切な情報発信に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種の懸念事項につきまして、まずは担当からお答えします。

特例臨時接種から定期接種に変更された経過も踏まえ、様々な意見のある中で、ワクチン接種の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種していただけるよう、引き続き国からの情報を踏まえ、丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 次に、消防本部から御答弁申し上げます。

消防職員は、エッセンシャルワーカーでありますことから、コロナワクチン接種について勧奨はしておりませんでした。優先接種の機会を提供し、各個人の判断で接種するように周知してまいりました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 新型コロナワクチン接種につきましては、御質問議員をはじめ、不安に思っておられる向きも国民の中に一部あるようでございますが、個人がそのリスクベネフィット、すなわち効果とそれに伴う一定の副反応、これはあらゆるワクチンについてこれはあります。それによって我々人類は守られてきました。この事実を理解をして、接種の判断ができるよう、引き続き正しい情報の周知に努めてまいります。

それから、感染予防効果と重症化予防効果につきましては、ぜひお調べをいただきたいんですけれども、新型コロナウイルスの株、型は変異を繰り返しております。その種類によって感染予防効果が見られるもの、それから、それは見られないが重症化予防効果があるもの、それがネットの上でも信頼でき

る情報の中にしっかりと説明がなされていますので、ぜひそれをお読みいただければと思います。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 日本共産党の益田洋平です。

議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約（以下、本事業契約といいます）の一部変更について質問を行います。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下、本事業といいます）は市内の全ての小・中学校の体育館にエアコン等の空調設備や非常用発電設備を整備するものであり、市民の強い要望を受け、我が会派として議会で求めてまいりました。2023年11月定例会で、本事業契約が議決され、現在、整備が進められています。本議案は、本事業契約の一部を変更するものであります。まず、本事業の目的を改めて分かりやすくお示しください。

次に、本事業契約を変更する理由と、変更となる契約金額の詳細について御説明ください。

2023年11月定例会で、市立小学校36校、中学校18校、計54校における本事業契約が議決されています。一方、同定例会で山田第五小学校を廃止する条例が提案され、我が会派は反対したものの、賛成多数で可決されています。その後、2024年5月定例会、同年11月定例会、2025年2月定例会で、本事業契約の一部変更が議決されています。

そこで伺います。2023年11月定例会で山田第五小学校を含んだ本事業契約を議会に提案された理由と、その後、3度の本事業契約の一部変更時に、山田第五小学校の減額が提案されなかった理由についてお答えください。

2025年3月末をもって山田第五小学校は廃止されました。教育委員会は2025年度、山田第五小学校施設を教育課題の解消のため、教育施設として部活動で活用するとしています。2026年度以降については、2025年度中に検討されるとのことです。現在、山田第五小学校体育館における部活動の活用状況と、今後の活用見込みについてお答えください。

2026年度以降の活用については検討されているの

でしょうか。検討されているのであれば、検討状況についてお示しください。また、教育課題は解消されるのでしょうか、お答えください。

今年度、災害対策として山田第五小学校施設を含む避難施設に、避難施設開錠システム予算が計上されています。市は引き続き、山田第五小施設を災害発生時の避難施設として活用することを考えておられます。地域住民は、山田第五小施設を引き続き指定避難所として活用したいと要望されています。当然、本事業による空調設備や非常用発電設備が整備されることを前提にされています。現在、運動場や体育館等の山田第五小学校施設は、災害時にどのように活用される施設となっているのでしょうか。また、今後はどのようにされるお考えか併せてお答えください。

本年2月定例会で危機管理担当理事者は、避難所の支援について、内閣府より避難所等の場所から、被災者である人へ支援の転換の必要性が示されており、本事業につきましても避難所の指定の有無にかかわらず、避難生活者への必要な支援を行うと答弁されています。これは、発災以降の避難生活者の支援を示されたものなのでしょうか、引き続き山田第五小学校体育館が指定の有無にかかわらず、避難所として活用される場合、避難生活者に対する空調設備等の支援は、具体的にどのような対応となるのでしょうか。

最後に、教育委員会は本議案を今議会に提案するに当たり、地域住民と協議はされたのでしょうか。

また、説明はされたのでしょうか、お答えください。

以上、1 回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

初めに、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業の目的についてでございますが、小・中学校における児童、生徒等の熱中症等を防止し、健康を保護することを目指して、本事業の推進を検討し始めたものでございますが、本市の小・中学校は災害時の指定避難所でもあることから、別途機能を追加し、非常用発電設備につきましても対象としてお

ります。

次に、今回、事業契約の一部変更を御提案させていただいた理由については2点ございます。1点目は、市立山田第五小学校が令和6年度（2024年度）末をもって廃止されたことに伴い、履行場所の小学校数を変更するとともに、当該施設分の設計、施工等のサービス対価6,152万2,120円及び維持管理のサービス対価1,001万6,820円を合わせた事業費、計7,153万8,940円を減額するもの、2点目は、物価変動に伴い、第4期工事分の設計、施工等のサービス対価、1億2,550万4,555円を増額するものでございます。なお、これらを合計した全体の契約変更額は、5,396万5,615円の増額となります。

次に、令和5年11月定例会において、山田第五小学校を含んだ事業契約を議会提案させていただいた理由につきましては、令和7年度末までに全校への整備を完了するためには、できる限り早期の契約締結が必要であったため、令和5年11月定例会に事業契約を提案させていただいたものでございますが、市立小・中学校に整備するという事業目的に沿って、当時学校であった山田第五小学校を含めて、事業契約を提案させていただいたものです。

次に、これまでの契約の一部変更時に、山田第五小学校の減額を提案しなかった理由につきましては、山田第五小学校跡地の長期的な活用方法について検討・整理を進めている段階であったため、減額等の提案には至らなかったものでございます。このたび令和6年度末に山田第五小学校が廃止されたことから、一旦、当該PFI事業に係る契約から除外するという判断に至ったものでございます。今後、長期的な活用について引き続き検討・整理を行う中で、空調設備等の整備についても改めて判断を行ってまいります。

次に、旧山田第五小学校の屋内運動場、いわゆる体育館の活用状況につきましては、現在、山田中学校の男子バレーボール部、女子バレーボール部が主に平日の放課後に使用しております。また、他の部活動につきましても、放課後以外の時間帯も含めて調整を進めているところでございます。

令和8年度以降の活用につきましては、部活動で

の使用の有効性を検証しつつ、他の教育課題を解消するための活用方法も含め、引き続き検討を進めてまいります。

最後に、地域住民との協議や説明につきましては、まず地域の関係諸団体の窓口となっている各担当所管とは情報共有を行っております。また、旧山田第五小学校の現状等につきましては、山五地区自治連合協議会からの求めに応じ、情報提供を行ったところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、危機管理担当より御答弁申し上げます。

まず、現時点における災害時の旧山田第五小学校施設の活用についてでございますが、校舎棟や体育館は指定避難所、グラウンドは指定緊急避難場所として指定していることから、発災後はそれぞれの役割に応じて被災者を受け入れ、支援を行うこととなります。

次に、今後の対応につきましては、管理者が常駐されず、指定避難所としての維持管理体制の継続が難しい状況であり、有事の際の機能の発揮に影響を及ぼすと判断したため、本年7月1日をもって、指定避難所の指定を解除する予定でございます。

なお、グラウンドにつきましては、避難者を受け入れる指定緊急避難場所として引き続き指定するとともに、校舎棟や体育館につきましても、自主的な避難所として運営される場合には、自主避難所や避難生活者への必要な支援を引き続き行ってまいります。

次に、本年2月定例会での答弁における、避難生活者への必要な支援に関しましては、発災後について、御答弁申し上げたものでございます。

最後に、自主避難所として運営される施設に対する空調設備等の支援につきましては、必要な場所へ必要な支援を早急に届けるため、発災直後から災害対策本部において情報を集約し、国や大阪府、関係機関とも連携しながら、物資の調達や配送などの物流対応を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 山五小の廃止について、当時、山田第五小学校に通う子供たちや保護者、地域住民からは、急いで山五小の廃止を進めないでほしいという声が多く出されました。3,168筆の署名も提出されました。山田第五小学校に通う子供たちも自ら市長に手紙を書き、山田第五小学校をなくすことを勝手に決めないでほしいと思いを届けました。残念ながら市長は当時、その手紙は読まれませんでした。

市長や教育長は、子供たちや地域住民には丁寧に対応していくと議会の場で繰り返し答弁されてきましたが、果たして丁寧な対応はできたのか。本議案についても、地区自治連合協議会の求めに応じて情報提供を行ったものであり、教育委員会が住民に対して説明は行っておらず、市の姿勢が問われています。

今後の山田第五小学校施設の活用について、長期的な活用について引き続き検討、整理を行う中で、空調設備等の整備についても改めて判断することでした。また、2026年度以降についても、部活動の使用を検証しつつ、他の教育課題を解消するための活用方法も含め、引き続き検討を進めるとの御答弁がありました。

そこで伺いますが、引き続き教育施設として山田第五小学校施設を活用するのであれば、児童、生徒等の熱中症等を予防し、健康を保持するための対策として、空調設備等の整備が必要になるのは当然のことと考えますが、御認識を伺います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 空調設備等の整備につきましては、今後、長期的な視点で教育課題の解消に向けて、体育館を日常的に児童、生徒等が活用していくという方向性が確定した際には、必要であると認識をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 日本共産党の玉井美樹子です。質問を始めます。よろしくお願いします。

2025年度（令和7年度）吹田市一般会計補正予算中特定教育・保育施設整備支援事業における南千里庁舎事務所棟跡地の活用をすることについてお聞きをします。

2025年4月、保育園に入る必要があるのに入れない待機児童は4名と発表されています。しかし、これは国が決めた基準によるもので、待機児童とはならないけれど、育児休暇を延長したり、祖父母や親類に見てもらったり、認可外の保育所に預けたりすることにより待機児童とならなかっただけです。その人たちを含む未利用児童数と言われる人たちは、吹田市全体で815名です。保育園に入りたくても、入る必要があっても入れなかった人が815人いるということです。

吹田市は三つの区域に分けて、必要な保育園を造る計画を立てたり、待機児童数の数を集約したりしています。その区域別で見ると、JR以南、片山・岸部のA区域は163名、豊津・江坂・南吹田・千里山・佐井寺のB区域は388名。千里丘・山田・千里ニュータウンのC区域は264名ということになっています。保育園を利用したいというニーズへの対応のため、南千里にある、もともと土木部の事務所だった事務所の跡地の利用をするということですが、南千里の土木部の事務所の跡の隣は、今現在、土木部の駐車場となっていて、ダンプなど大型車の出入りがあり、実際にその場所で作業をしています。

また、総合防災センターの駐車場が満車の場合、南千里の土木部の事務所の来客用の駐車場は今も使用をされているとのこと。また、その南千里の土木部の事務所のほうに行くには水路があり、そこに架かっている橋を渡ることになります。その橋は地震が来ても大丈夫のように耐震化は行われているのでしょうか。

保育園ができたとして、今ある保育園、病後保育の保育園、新たな保育園と三つの保育園になります。土木部も駐車場としてそのまま使うとなると、総合防災センターの駐車場の数や、土木部が使用する放置自転車撤去するのに使うような大型車両のダンプの置場の問題などから考えると、今のまま使うだろうということが予測できます。

保育園へ出入りするための安全対策や、土木部が利用する駐車場や作業場の開け閉め、万が一、子供が入ってしまうことも想定されること。安全対策などを、土木部の事務所の跡地を使い、保育園を造るため事業者を募集すると計画をするに当たり、土木部と児童部でどのような話し合いが行われたのでしょうか

必要な保育園を造る計画を立てたり、待機児童の数を集約するめ、区域の設定をするわけですが、先日、行われた子ども・子育て審議会で、千里山・佐井寺地区B区域の対策として、保育園を造るため募集することを考えていると報告がされていました。保育園を造るとしている所は佐竹台でC区域となります。区域の設定を簡単に変えることや、考え方そのものを変えるのは、どういう理解をすればいいのでしょうか。保育園は学校に校区があるように、通園する校区のような地域が設定されていませんが、もともと待機児童や未利用児童を解消していく計画では区域を設定しています。

2月の市議会の本会議や委員会で質問をしたとき、吹三幼稚園と東保育園の統合の問題で質問をしたとき、吹三幼稚園と東保育園の区域はA区域となり、必要とする数は足りていると市からの答えでした。保育園を造ると募集するときは、市が設定している区域で、B区域とC区域が隣り合う所です。保育園を造る計画は場所は佐竹台です。ですから、C区域となります。

今回の提案内容にあるように、市の都合で区域を当てはめるものなのでしょうか。B区域となる千里山・佐井寺地域に、保育園に入ることが必要であっても入れない児童が多いのに、保育園を造るための土地が見つけにくいので、そのようにしたいと考えたいと計画するのは分からなくもないですが、無理やりに考え方を当てはめるのではなく、保育園を造っていく計画と併せて、より正確な計画が立てることができるよう、区域の設定や家の建て替え、マンションを造る開発の計画と併せて考え、提案をされるべきだというふうに思いますが、区域の設定を変更するということなののでしょうか、お聞かせください。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 南千里庁舎事務所棟跡地に架かる橋につきましては、土木部からは、耐震診断は行っていないものの、目視にて調査を行った上で、利用に当たり特に問題はないことを確認しており、今後は、本市が管理する道路敷として適切に管理を行っていく予定とのことでございます。

また、昨年10月からは、整備予定の保育所と前面道路とをつなぐ動線を含む安全性等について関係部局と協議を重ね、当該敷地に接続する橋は主に保育所への通行に利用し、土木部所管施設への動線としては、現行どおり南側の橋を利用することとしております。さらに、保育所用地の境界はフェンス等で囲い、安全性・防犯性を確保してまいります。

続きまして、子ども・子育て支援事業計画における保育の提供区域につきましては、原則として、各区域での需給バランスを確認しながら、施設整備等を進めていく方針としております。

今回の南千里庁舎事務所棟跡地での保育所整備は、実際に位置するニュータウン地域等の区域ではなく、近接する千里山・佐井寺地域等での提供量不足への対応として実施するものでございますが、これは不動産確保が障壁となり、施設整備が進まないことに起因して着手するものであり、事業計画においても、異なる地域での施設不足解消が見込める場合には、柔軟に施設整備を判断することとしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 大阪維新の会、今西洋治でございます。発言通告のとおり質問をさせていただきます。

初めに、議案第68号 介護給付費の不当利得返還請求訴訟の提起についてです。監査体制と発見の遅れについて質問させていただきます。

平成25年8月から平成29年3月までの44か月間にわたり、人員基準違反が見逃された結果となりましたが、なぜ指導することができなかったのでしょうか、お答えください。

また、今回の事案を受けて、類似施設、ほか施設でも不当請求が起こってしまっているのではないかと憂慮してしまいますが、本市として調査等実施するつもりはありますでしょうか。加えて、本市の指導における課題や再発防止について、本市はどのようにお考えでしょうか。

相手方は令和6年4月の過誤調整について、国保連の過去データの保存期間である10年3か月を超えるため、過誤調整による返還が不可能であると主張し、訴訟対応を進めているとのことですが、本市が求める4,967万円の返還請求は、果たして現実的に回収可能な債権と言えるのか。また、今までは過誤調整という制度を利用していましたが、今後はどのようにして債権を回収するのか明確な説明を求めます。

続きまして、議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）についてです。補正予算財源の在り方について、次のとおり問います。

財政調整基金に依存した補正予算について問います。

財政調整基金の残高は幾ら残りますでしょうか。今後の補正にはどのような対応をするのでしょうか。総合計画の財政調整基金残高目標額の達成の見込みはありますでしょうか。当初予算の増収見込みと当初課税調定額との見込みの差による税収見込額を財源に補正を組むことは無理なのでしょうか。

特定教育・保育施設等整備支援事業における南千里庁舎事務所棟跡地の活用について、次のとおり問います。

南千里庁舎跡地のほかにも市有地、市所有地の空き地や遊休施設は存在すると思いますが、今議会に上程されている中消防署跡地も保育施設誘致に適しているのではないかと考えますが、今回の場所が選ばれた判断基準を具体的に教えてください。

令和9年4月の開設に向けたスケジュールは、設計等もあり長期間に感じますが、この期間中にも保育需要は逼迫するのではないのでしょうか。これに対して暫定的な対策を講じる予定なののでしょうか。

本市の保有地を使つての保育園事業であるため、公募に当たっては公正性・中立性が重視されるべき

だと考えますが、選定結果や審査基準の公表などはどうにお考えなのでしょう。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉部にいただきました数点の御質問にお答えいたします。

運営指導につきましては、国のマニュアルにおいて、原則、指定有効期間である6年の間に1回以上の頻度で行うことが示されております。人員欠如に関しましては、平成23年（2011年）5月に事業所指定をして、平成29年（2017年）8月に運営指導を実施するまでの間に発生していたため、当該事項に関する運営指導は行っておりません。

また、事業所における不当利得につきましては、主に事業所への運営指導を実施することで把握できるものであることから、引き続き介護報酬の算定及び取扱いに関する事項等について、運営指導に努めてまいります。

市の指導監査体制の課題と再発防止につきましては、まず、効果的かつ効率的な運営指導の実施であると認識しております。そのために、法人として初めて運営する介護サービス事業所や確認事項のある事業所、利用者の生活の場であり、介護報酬が比較的高額となる施設及び居住系サービス等については、優先的に運営指導を実施することで、再発防止に努めております。

次に、本市が請求している介護給付費の返還金を回収できるかどうかにつきましては、今後、訴訟において、請求額全額を返還していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、返還金の返還方法につきましては、今後、訴訟の結果によって決まっていくものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和7年度一般会計補正予算（第1号）の財源につきまして、行政経営部から御答弁申し上げます。

財政調整基金につきましては、昨年度の決算見込みによる年度末残高が129.3億円で、今年度、今回

の補正予算までに計上している84.6億円の繰入れ、0.1億円の積立てを足し引きいたしますと、44.8億円となる見込みでございます。

今後の補正予算に必要となる一般財源につきましても、今回同様、財政調整基金の活用によって対応してまいりたいと考えております。

同基金の残高目標につきましては、昨年度決算見込みの段階で達成には至っておりません。

市税収入の現況につきましては、税務部から毎年度各月の調定額や収入済額等の情報提供を受けて把握いたしておりますが、従来からほかの様々な歳入・歳出と併せ、2月定例会において決算調整として補正計上することを基本に考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 続きまして、児童部からお答え申し上げます。

南千里庁舎事務所棟跡地を保育所整備の敷地として選定した理由につきましては、保育提供量が不足する千里山・佐井寺地域と近接し、鉄道駅にも近く、保育を希望する保護者にとりましても交通利便性が高い立地で、千里山地域等に在住される方の利用を見込まれることなどから判断したものでございます。

次に、令和9年（2027年）4月の保育所開設までの保育需要への対応といたしましては、既存施設での弾力的な受入れ、私立幼稚園による保育事業の推進などにより、提供量の拡充に努めてまいります。

最後に、保育事業者の公募におきましては、あらかじめ審査基準を公表の上、提案者を匿名とした審査を通じて、最も優秀な提案者を選定いたします。なお、選定を行う委員も匿名とし、結果公表時に選定事業者と併せて公表するなど、公正性・中立性を担保しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 議長のお許しを得て、2回目の発言をさせていただきます。

議案第68号について、運営指導を含む市の指導監査体制の強化については、なるべく早く取り組むよ

うにお願いします。

返還金の回収についてですが、もとを言えば市民の税金です。割引、値引きは許されません。相手方から最後まで支払ってもらえるように、時には相談に乗るようななど、熟慮するようお願いいたします。

議案第69号の一般会計補正予算（第1号）に関わる財源の在り方についてです。財政調整基金の目標金額の早期達成のためにも、予算額を決める際には、財政調整基金に手をつけない範囲内での予算立てをするように努力を求めます。

以上で発言を終わります。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民と歩む議員の会、五十川有香です。議案質疑を始めます。

議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について。

当初、屋内運動場における空調整備をするという契約の際には、当初のスケジュールが令和6年4月から始まり、令和8年4月1日には山五小学校の体育館も設置される前提で予定が組まれていました。今回、山田第五小学校が山田第三小学校に統合されたことをもって、旧山五小の空調整備は実施しないということが、どこが決めたか分かりませんが突然決められ、契約変更の議案が提案をされています。

屋内運動場の空調整備に当たっては、先ほど述べましたように、山五小も含めて契約を実施し、整備を進めてきたものです。山田第五小学校の廃校に伴う予算等を決定したのは令和5年11月定例会です。つい四、五日前に議員宛てに、7月1日付にて指定避難所からこちらの体育館が外れるとの通知がありました。そもそも指定避難所の考え方、法的根拠もともにお示しいただきたいですと、旧山田第五小学校の屋内運動場の現在の利用状況や、当該区域に住んでおられる避難所整備はどのように整理をされているのでしょうか。そして、そのことは地域住民にいつ、どのようにお伝えになられたのでしょうか。

現在に至るまで屋内運動場の利用について、地域住民との意見交換はどの程度実施をされましたか。また、その窓口となっている部署はどこでしょうか。

それぞればらばらの対応が続いています。

これまでの地域住民への説明や利用状況、警備等の詳細について、時系列に沿って具体的にお示しください。

あわせて子供たちや地域のお声や利用状況から、空調整備の必要についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）南千里庁舎事務所棟跡地における保育事業者への貸付用地を分筆するための地積測量図作成費用等について、以下、質問をいたします。

南千里庁舎事務所の跡地の活用の検討について、平成30年に北部消防複合施設の基本構想・計画ができ、南庁舎の機能移転が決まってから約7年がたちます。この数年間に当該土地の活用策等に関する検討は、まちづくりの観点からの行政財産や地域利用等十分に実施できる状況にあったかと思います。

一方で保育量の提供については、これまでは子ども・子育て事業計画において検討されて実施をされてきたことと思います。そもそもの保育供給量の算定や整備の必要性を検討されている根拠などについても含めて、以下、確認をしていきたいと思います。数点質問をいたします。

1点目、令和7年2月定例会において、DRCへの複合化の後の各跡地利用のことについて質問をいたしました。その当時、公共施設最適化理事は、公共施設最適化の下、公有地利活用の考え方を策定し、公有地に関する基本的な考え方をお示ししている。従来の役割を終えた公有地に関しましては、他の行政財産としての活用や公共・公益性の高い用地として貸付等を検討し、それらの活用がない場合には売却も視野に、最適な資産活用を進めること。また、公有地を利活用する際には、それぞれの土地において個別の事情により地域からの御要望をいただくこともあり、そのような地域の声を踏まえ、庁内調整を図るということを御答弁をされていました。

北部消防複合施設の基本構想・計画をつくって以降、跡地利用等については議会でも過去に何度も様々な観点から取り上げられてきたかと思いますが、利用については未定として、具体的な検討状況等を

示すことはありませんでした。

一方で、北部消防庁舎等複合施設における事務室機能においては、南千里庁舎敷地にある車庫・倉庫棟と一体的に機能させながら、その効用を高めていくとの御発言もありました。当該用地については、具体的になぜずっと未定となっていたのか。公有地に関する基本的な考え方に沿って、この数年間どのように検討・分析等を行ってきたのでしょうか。

2点目、吹田市の都市計画マスタープランにて、南千里駅周辺の目指すまちづくりの指針として以下を掲げておられます。

南千里駅周辺は、公共公益施設である千里ニュータウンプラザや商業施設などの集積を生かし、利便性が高く、地域住民の交流の場となる地域拠点の形成を目指しますと書かれています。今回、当該用地の利用を今後30年から50年間、保育施設として固定化することと当該指針との違いについては、どのように考えているのでしょうか。

3点目、保育所整備については、令和6年8月の整備の検討資料からは、当初は100名程度とされており、保育整備に当たる整備のしやすさや継続性などを含めての設定であったのではないかと推察をいたします。

例えば、もし同じ当該用地であったとしても、車庫からDRCに向かう車両の通る道幅分を広く取れば、収容人数を大きくできるのではないかと思います。現在示されているキャパは80名規模となっています。この大きさにしたのは500㎡以下にして開発等の申請に係らないように工夫したというようなことも伺っていますが、当初の計画より少ないこの収容人数で、保育供給量を確保できるという根拠をお答えください。

4点目、今年3月に策定をされたこども計画において、教育・保育提供区域の設定をA、B、Cと3区域のみに設定をされた理由と、整備を考えておられる当該地は、この計画上ではC区域であるにもかかわらず、B区域設定として位置づけられた根拠を、こども計画に書かれているとのことを示されていますが、その当該文面とその本市の解釈をお答えください。

5点目、B区域には今回別の議案で建物解体の契約について提出をされています中消防庁舎跡地は、そのB区域内に該当をいたします。当該地をはじめB区域内にある公共地の活用は全く検討されなかったのでしょうか。検討されたのであれば、どの土地を具体的に、いつ、どのように検討されたのかお答えください。

6点目、今回の整備はそもそも令和6年度中に募集されていた保育整備の実施が整わなかったことが起因していますが、保育所整備はこれまでも待機児童対策等において求められている基本的なものであり、令和6年度に当該区域内の公募を実施する前に、何らかの市場調査やその地域の分析等は検討されなかったのでしょうか。この用地を取得したとしても、当初予定でありました令和8年4月の開園は不可能です。その点いかがでしょうか、お答えください。

7点目、公共地の利用に関しては、これまでも待機児童対策等によってそれぞれ検討をされてきた経緯がありますが、周辺住民等の理解が得られないなどとして、設置に苦勞されていたことは過去の対応で聞いているところではありますが、既に売ってしまった市営住宅や、売却を検討している市営住宅跡地等の活用は十分に検討されていないのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

8点目、令和6年11月定例会の12月6日、梶川議員への質問に対して、当時の部長は、本年8月から進めている保育提供量を緊急的に確保する取組において、特に不足する2歳児以下の受入れについて、既存施設による受入れ枠の拡充、私立幼稚園での預かり保育の実施や、認定こども園への移行を推進しております。あわせて不足が見込まれる区域では、新たに民間施設を公募し、令和7年4月以降の開設に向け、複数者と協議を重ねている最中でございます。なお、令和7年度も引き続き提供量の不足が見込まれる豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域では、新たな事業者を募集する予定をしているほか、供給状況に合った対策を講じていくことで、本年4月時点で820名であった保育施設の未利用の減少にも努めてまいりますとの御答弁をされていま

した。

一方で、既に11月の中旬頃に御報告をされているこれらの選定結果からは、この時期には既に整備の必要性については十分に認識をされていたはずで、万が一、南千里庁舎跡の跡地利用を考えていたのであれば、このときに公共用地の活用等も含めた検討に広げるなど、政策的な手段を言及する必要があったと考えます。

また、本当にこの用地が最適なのかについては、この補正予算での審査だけではなく、保育施設の整備立地の適正性なども十分に検討する余地が必要であり、いささかどたばたで空いている更地があったのがここだったというような、いささか乱暴な用地選定であり、今後、数十年間を見据えた決定であるということは思えません。

待機児童対策が喫緊であることは、将来的な視点や開発状況を常に見極めながら、選定の手段を検討することこそが、計画行政たる使命であると考えますが、政策的な視点の必要性について副市長の御答弁を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

旧山田第五小学校屋内運動場、いわゆる体育館の現在の活用状況につきましては、山田中学校の男子バレーボール部が月曜日と火曜日、女子バレーボール部が水曜日の週3日、主に放課後の時間帯に使用しており、その他の部活動につきましても、放課後以外の時間帯も含めて調整を進めているところでございます。

また、目的外使用の申請及び許可の手続を経た上で、部活動に支障のない範囲で、平日の夜間及び土日祝日の午前から夜間の中で、御希望される時間帯に地域に御利用いただいております。

なお、中学校部活動または地域で御利用いただく日・時間帯に警備員を配置しており、警備員を配置していない時間帯は機械警備となっております。

次に、地域による体育館の御利用に関する地域住民との意見交換につきましては、従前より明確な役

割分担の下、関係諸団体へは各担当所管が対応することとしており、担当所管には必要に応じて情報共有を行っております。

現在、旧山田第五小学校体育館は山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会、山五地区体育振興会が利用されており、山五地区青少年対策委員会も利用を検討されております。担当所管はそれぞれ都市魅力部と地域教育部でございます。

地域への説明等につきましては、各担当所管が学校教育部からの情報を基に、山田第五小学校学校体育施設開放運営委員会、山五地区体育振興会に対しては、令和6年（2024年）4月、12月、令和7年1月、4月、5月、また、山五地区青少年対策委員会に対しては、令和6年11月、令和7年4月、5月に問合せなどに対応したとお聞きをしております。

また、山五地区自治連合協議会からの求めに応じ、山田第五小学校跡の現状等について、学校教育部から情報提供を行ったところでございます。

最後に、旧山田第五小学校体育館の空調設備についてでございますが、当該施設は令和7年3月末に学校としては廃止されたため、一旦PFI事業契約からは除外するものでございますが、今後、長期的な視点に立った施設活用の検討・整理を進める中で、空調設備やその他改修等が必要となった場合は、改めて判断を行い、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、危機管理担当より御答弁申し上げます。

避難所の指定の考え方につきましては、災害対策基本法に、市町村長が施設管理者の合意を得た上で、適切な施設を指定する旨が定められており、旧山田第五小学校につきましても同法を踏まえ、指定避難所として指定しておりましたが、今般の閉校に伴い、施設管理者である教育委員会と協議した結果、指定の重要な要素である施設の管理体制が確保されず、このことが有事の際の機能の発揮に影響を及ぼすと判断したため、指定の解除を決定したものでございます。

次に、旧山田第五小学校区における避難所整備の整理につきましては、旧の山田第三小学校及び山田第五小学校区内における避難者想定が966人のところ、旧山田第五小学校を除きましても、現山田第三小学校区内の指定避難所は5か所あり、1,473人が収容可能となることから、指定解除による収容可能人員の不足等は生じない状況でございます。

また、今回、校舎棟や体育館につきましては、指定避難所としての指定を解除いたしますが、当該施設が自主的な避難所として運営される場合には、引き続き自主避難所や避難生活者への必要な支援を行う予定でございます。

なお、指定解除や取扱いなどに関する地域にお住まいの方々へのお知らせにつきましては、今後、回覧や市報などを通じてお伝えしていく予定としております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、南千里庁舎事務所棟跡地の検討につきまして、公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

当該跡地の活用につきましては、これまで公有地利活用の考え方に基づき、当該跡地の所管部署において、車庫・倉庫棟を含め検討してまいりました。その後、全庁的にも検討してまいりましたが、具体的な内容に至らず、未定とさせていただいております。

その後、最適な資産の活用を模索している中、先般、緊急的に保育提供量の拡充が必要となったことから、令和6年（2024年）11月に実施いたしました、当該跡地の庁内利用意向調査において、児童部から私立保育園の事業用地として活用したい旨の意向が示されました。当調査では、複数部署から利用意向がございましたが、令和7年2月の公共施設最適化推進委員会において、保育所用地として活用していく方向性が確認されたものです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 児童部から答弁申し上げます。

吹田市総合計画に即して定める都市計画マスター

プランは、長期的な見通しを持った上で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものでございます。

南千里区域を含め、このプランにおいては地域拠点として位置づけており、立地適正化計画においても、南千里駅周辺を都市機能誘導区域として定め、保育所などを誘導施設として位置づけております。こども計画についても、本市総合計画を上位計画として定めており、都市計画マスタープランとも整合が図られております。

今回、整備予定の保育所の定員を80人程度としていることにつきましては、他の施設を参考とし、当該用地の面積から算出し設定したものでございます。なお、開園後であっても提供量の不足が見込まれますことから、引き続き既存施設の活用等による確保方策を検討してまいります。

教育・保育の提供区域につきましては、第1期の子ども・子育て支援事業計画策定時から、子ども・子育て支援審議会の御意見を参考とし、設定していたものでございます。

また、第3期の同計画において、施設立地と異なる区域での提供量計上につきましては、他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、本区域においても施設整備を含めた複合的な対策が有効と判断しますと明示しており、南千里庁舎事務所棟跡地は、ニュータウン地域を含むC区域に位置しますが、千里山地域等を含むB区域と近接しており、同地域で保育を希望する保護者にとりましても交通の利便性が高い立地であることから、柔軟な取扱いを判断したものでございます。

千里山等地域を含むB区域内における市有財産につきましては、昨年7月に旧市営円山住宅跡地を、本年1月には中消防庁舎跡地をそれぞれ検討いたしましたが、立地などの面から活用する判断には至っておりません。

保育事業者の公募に先立っての調査といたしましては、市内事業者のアンケート調査を実施し、複数の事業者から設置に前向きであることを確認しておりますが、結果的にこれがかかわらず、予定した開設も遅滞することとなりました。この遅れによる不足

分については、引き続き既存施設の活用等による確保方策を検討してまいります。

次に、廃止した市営住宅につきましては、随時、担当部からの照会を通じて検討を行い、令和3年度（2021年度）には市営江坂住宅跡地を活用した保育所誘致を行い、令和5年度（2023年度）に開設いたしております。

最後に、政策的な視点に基づく計画行政に係る御質問について、まずは担当からお答え申し上げます。

本市の就学前の教育・保育施策は、総合計画や子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、この対応を計画的、時には状況に応じて緊急または臨時的に必要な対策を講じ、進めてきたところでございます。近年ではライフスタイルの多様化や、女性の就業率の大幅な上昇等によって保育ニーズが大きく増加しており、この予測が困難な状況ではございますが、引き続き精緻な推計に努めながら、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 住宅開発の動向は、子育て施策のみならず教育施策など、本市の施策全般にわたって大きく影響を及ぼす場合があると認識しております。

今後もその動向につきましては、情報収集に努め、将来的な視点も踏まえ、全庁横断的に状況に応じた必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁をいただきました件に関しまして、再質問をさせていただきます。

まず、市長にお伺いをいたします。学校の空調整備の件です。そちらの御答弁の内容をお伺いいたしますと、同じ体育館の利用であっても、対応しているのは体育振興会等については都市魅力部、青少年対策委員会については地域教育部とのことでした。

先日、地域の方々による旧山五小学校の校舎や体育館などについての学習会が開かれ、複数の議員も参加をさせていただきました。その中で、当該地に

についても、これまでの様々なやり取りは、学校規模適正化としての整備以降、地域住民の対応について所管部局がばらばらとなっていることで、迅速な情報提供や、丁寧なきめ細やかな対応ができていないという状況が明らかとなっておりました。地域にとって当該地におけるものは一体と捉えているものであり、その方がどこに所属をされていようが、それぞれ様々な分野の情報を聞きたいのは自然なことですが、各団体等に対して、公平かつ迅速に市の情報等や考えを伝える体制が整っていないのが現状です。

これまでも教育委員会はPTA等の関係者のみとのお話をするのではなく、地域諸団体とも一緒に議論を深めていくために、地域のお声を一体的に伺うことのできる体制づくりが必要と考え、その都度求めてきましたが、誠に残念ながら教育関係は教育委員会、地域団体はそれぞれ担当の部局が対応するという、いわゆる行政の縦割りに地域がそれぞればらばらに対応する状況が続いております。

当該議案にある山五小の空調設備を当該PFI事業から除外するという判断するに至る前にも、地域組織への相談等はなかったと聞いていますし、いただきました御答弁でも、地域の方々にはこれから説明等をされるとのことでした。地域に対する窓口の在り方を、ワンストップサービスという視点を持って整理する必要があると考えます。

行政は縦割りのままで、地域が工夫をして情報共有してくださいではなく、行政としても横串を刺して、地域のあらゆる課題のお声を拾い合い共有することが必要不可欠ではないでしょうか、市長のお考えをお示してください。

続きまして、予算の分につきまして2回目の質問をいたします。

現在活用が検討されている土地の隣には、車庫と倉庫が既に存在をしており、こちらも経年劣化は見られますが、現場作業等のため必要不可欠なものです。こうした事情を踏まえれば、これを機に車庫・倉庫の建て替えや再整備を検討することこそが、将来的な土地活用の観点からも合理的な判断ではないかと考えます。御答弁をいただきました当該跡地の所管部署というのは土木部と聞いております。土木

部において、車庫・倉庫等について具体的にどのように検討をされてきたのでしょうか、お答えください。

続きまして、御答弁いただきました都市マスタープランの件ですけれども、これはあくまで駅を含めた南千里区域は、誘導施設区域内にあるとのお示しでありまして、マスタープランの考えで指摘をした南千里駅周辺の考えからしてみると、いまだに疑問が残ります。

また、こども計画における解釈につきましても、計画上はあくまで原則としては、できる限り当該区域での確保となっており、本当に原則確保が難しかったというデータ等のお示しはありませんでした。B区域で発生している保育需要をC区域で補おうとする今回の方針は、区域制度の本質を揺るがすものであり、この解釈を許容すれば、どの区域も満たされない状況を正当化する前例となるのではないかと、本当に懸念をいたしております。

以下、2回目、質問します。御答弁からは、当該設備が整備をされても、提供量の不足は見込まれるとのことでした。つまり、仮にこの地域、この土地で保育整備が進められたとしても、多くの基本的なインフラ課題も含めて、結果的に御答弁のような必要な保育供給量を満たせない、未達成、未成熟な施設整備に陥る懸念があります。当該用地における土地利用としても、80人以上の規模は十分に確保できるのではないかと考えますが、具体的にどのように検討をされましたでしょうか、お答えください。

また、B地区内についても、市営住宅跡地等ですね、活用する判断、検討をされましたが、活用する判断には至っていない等とのことでしたが、具体的にどのように検討をされ、そのような判断になったのかお答えをください。

あわせて、副市長、先ほど中・長期的な観点で全庁横断的に必要なことを継続してしていくということですが、我々、この質問に至るに当たりまして、事前に様々な部署の方々と情報交換をした上で、この土地に至る様々な部署の方々ともお話をさせていただきました。そこで確認をしていますと、この保育用地として本当に最適なのか、保育用地に

するのであれば、せめてするのであれば、安全確保が必要なのではないか。そういったことも、今回、私たちが質問するに当たっていろいろ聞きましたので、その中で共有されているというような状況になっているのが現状なんですね。

先ほど副市長がおっしゃいました全庁横断的に必要な対応をするということで、またそういったことをおっしゃいましたけれども、具体的にそういう組織の中でプロジェクトチームであったりとか、そういったことをしっかりと共有する場というのはあるのでしょうか、それを併せてお答えください。

以上、2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 旧山田第五小学校に係る地域への説明につきまして、まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

既に教育目的に係る行政財産に位置づけを変更した旧山田第五小学校跡地ではありますが、教育課題の解消に向けた活用の在り方を検討しているところであり、教育委員会として過渡的に対応しているところでございます。地域等への対応は市長部局が、それ以外は各担当所管が、これまでどおり必要に応じ対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 南千里庁舎跡地に係る土木部内での検討経過について御答弁申し上げます。

当該土地につきましては、令和2年（2020年）頃から令和5年頃にかけて部内での議論を行っております。具体的には、部の課長級以上での数回の会議において、倉庫棟の移転について検討を行ったものです。結果としては、部内での議論のみにとどまったものであり、引き続き現在の車庫倉庫棟を継続使用していくため、今年度、トイレの設置及び屋上防水などの修繕を行う予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは、当該用地の設定につきましては、保育所整備を速やかに進めていくことを主眼とし、土木部が継続使用する範囲などを関係部

局で協議し、このたび提案しております計画に至ったものでございます。

次に、昨年度における市有財産の具体的な検討につきましては、旧市営円山住宅跡地は土地の形状や傾斜地に面していること、また、中消防署跡地は、市としては基本的には建物を除却し、当該土地を売却する方向性を既に確認していたことから、それぞれ活用の判断には至らなかったものでございます。

最後に、副市長にということでございますが、まずは担当からお答え申し上げます。

児童部としては、こども計画に沿い、他の計画との整合を図りながら事業を進めてきたところでございます。また、可能な限り、将来を見越して利便性なども含めて適地を模索してきたところでございます。今後とも引き続き将来的な見通しを持って事業を進めていくためにも、関係部局間で連携を密にする仕組み、あるいは会議体の設置を検討し、より一層の情報収集と必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 中・長期的な対策が必要な場合についてでございますが、その状況は様々でございますけれども、これまでも関係部会議をまずは開催をして、その後、必要に応じてプロジェクトチームを結成するという事を考えてまいりましたので、今後もそのようなことが必要であれば、そのような会議体を通じて、全庁横断的な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 担当からの御答弁のとおり、今後も地域住民や団体のそれぞれの個別の御意見に対しまして、それに対して適切かつ合理的な対応をしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 3回目の発言をさせていた

できます。

先ほど市長おっしゃいました、適切に個別にということですが、これまでこの案件について、この整備に当たっては、ばらばらやということを課題として指摘をしてまいりました。ワンストップサービスということの視点を持っても、そういった個別の対応をするということは、市長が以前からおっしゃってましたけれども、縦割りじゃなく横串を刺すとかですね、以前おっしゃっていたかと思いますが、それを否定するようなことなんではないかなと思います。その辺り、必要じゃないということなのか、ちょっと市長に、せっかく3回目できますので、確認をさせていただきたいと思います。

質問ですね、再質問をさせていただいた内容ですが、今回のPFI事業から除外するとか、そういったことも含めて、やはりワンストップサービスという視点は地域にとって必要不可欠じゃないかなと感じますけれども、これまでやり取りしていても、市長はこういった横串を刺して、あらゆる課題のお声などを拾い合うという、そういったことはもう必要ないというようなお考えということなのでしょう、お答えいただけたらしていただきたいと思います。

保育用地の件ですが、今回の整備する土地については、駅前の一等地とよく言われていますが、実際は公道に接していませんので、いわゆるへた地に該当をいたします。形式的な地理条件だけで価値を語るというのは、実態を無視した評価なのではないかなと思いますし、吹田市内の各所にはこういった水路の敷きにあるため、公道に接していない土地というのは点在をしております。これらの土地について、たとえ公道に接してなくても、保育所などの用地に活用しても構わないよといったようなことを、本来はこうした土地の活用は民間による、よき手本となるべきものであり、そのためにはまず市のほうでしっかりとした整備が前提であると考えます。そのためには、将来的な視点ということで副市長もおっしゃいましたので、それであれば安全面も考えた上で、公道の整備というのが前提であるべきではないでしょうか。

にもかかわらず後回しにしたまま、このままの土地を活用を進めるという姿勢については、行政としてあるべき姿は大きくかけ離れているのではないかと思います。これら詳細については、委員会で引き続き述べることにいたしますけれども、どの角度から見ても、今回の件は矛盾と懸念に満ちているのではないかと、正当性に欠けるのではないかと、このことを思っておりますので、質疑をしていきたいと思えます。

1点、その市長に対しては、やはりこの件は数年間とやり取りをしまして、具体的にしっかりと行政が向き合う、地域に向き合う姿というのが大事ではないかと思えますので、非常に大事な点ですので、再度、市長に質問をさせていただきます。

以上です。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御質問の中で、縦割りは悪いことで、横串が全て正しい、いいや、そういうふうに聞こえました。とにかく横串を刺して包括的に山五小学校の件に対応してほしいというふうな御質問の趣旨として受取りをさせていただきました。

行政は縦割りです。全ての部署がそれぞれの責任を果たしております。そこで私が申し上げた横串というのは、同じ理念を持って、同じ大方針を持って、市民の皆様に対応しなければならない、これが横串です。それぞれの部署が、理念として違うこと、政策として違うことを言うのは、それは違うと。基本が縦割りで、そこに必要なものが横串です。それで言いますと、山五小学校を教育委員会と市長部局がそれぞれ別に対応する、これが縦割りの責任を果たすことで、山五地域全体の今後の話をするときには、そこには両者に横串が刺さってなければならない。市長部局の中にも様々な部署があります。そこでばらばらな対応をしたら、おっしゃるように地域が混乱をいたします。その趣旨を御質問いただいたと受け取っておりまして、そのようにしっかりと対応させていただきます。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 公明党の井上真佐美です。
発言通告書に基づき、会派を代表して議案質疑を行います。

まず初めに、議案第52号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務委託契約の締結について伺います。

本議案は、吹田市と箕面市の各消防署、消防出張所の老朽化した消防救急デジタル無線を更新するものです。本市のデジタル無線整備の経過についてお聞きします。

平成27年度（2015年度）吹田市・摂津市消防指令センターの整備に伴い、吹田市と摂津市が合同でデジタル無線を整備することになったとお聞きしていますが、その経緯をお教えてください。また、今回、箕面市と合同で更新業務の委託契約を締結するに至った経緯及び両市の負担割合について、また今回、摂津市が参加しない理由をお教えてください。

他市との共用運用のメリット及び近隣市の連携の状況についてお示してください。

最後に、本業務の委託が随意契約となる理由をお教えてください。

次に、議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について伺います。

本議案は、市立山田第五小学校が令和7年3月31日をもって廃止されたことに伴い、履行場所の小学校数を36校から35校に変更するとともに、当該施設分の設計、施工等及び維持管理のサービス対価を減額するものです。

そこで伺います。本事業は18年間のPFI事業で実施され、令和7年度（2025年度）末までに全校への整備が完了予定ですが、その進捗状況をお示してください。

現在、旧山五小学校の体育館は中学校のクラブ活動や地域の方々が利用されていると仄聞していますが、現在の使用状況をお教えてください。

災害時に避難所になる小・中学校の体育館への空調設備の整備は大変重要です。国は地方自治体が防災インフラを整備するための財源として、事業費の70%を負担する緊急防災・減災事業債の事業を令和7年度までの時限措置として実施しています。本市

の小・中学校の体育館への空調設備の整備も、この制度を利用しているのかお答えください。

今回、小・中学校の体育館に空調設備を設置するPFI契約から、旧山五小を外す議案についてですが、今後、この体育館を避難所として使用する場合もあり得ると考えます。今年度は国の緊急防災・減災事業債の事業の対象となりますが、このタイミングで設置契約から除外すれば、今後、国の財政支援は期待できないのではないのでしょうか。今回のPFI契約から、旧山五小の体育館を除外すべきではないと考えますが、教育長の御所見を伺います。

次に、議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）の特定教育・保育施設等整備支援事業における南千里庁舎事務所棟跡地の活用についてお聞きします。

昨年、千里山・佐井寺地域にて民間保育施設の誘致のため、設置事業者の募集を行ったとのことですが、この地域でのゼロ歳から5歳までの未利用児童の人数は、他地域と比較して多いのか、この地域で募集された理由及び決定に至らなかった経緯をお示してください。

今回、千里山地域から南千里地域に変更して、南千里庁舎事務所棟跡地を活用し、保育施設を整備しようとする理由をお示してください。

千里山地域で設置できなかったから南千里でとの決定は、増加する保育ニーズに速やかに対応するためとのことですが、千里山・佐井寺地域に保育所を望んでいる保護者のニーズに込んでいるとお考えでしょうか。担当理事者の御見解を伺います。

最後に、もう一度お聞きしますが、今後、千里山・佐井寺地域に保育施設を整備する計画はなくなったのでしょうか、お答えください。

次に、保育士や幼稚園教諭の募集形態についてお聞きします。

就学前の保育環境の充実喫緊の課題であり、本市に限らず各自治体が民間保育施設の整備に取り組まれています。しかし、保育環境の充実には用地の確保と併せて保育人材の確保も不可欠です。多くの事業者が人材確保に苦慮しており、最近では企業と求職者をマッチングさせ採用活動を支援する、いわ

ゆる人材紹介企業も多く活用されています。最初に広告費が要らず、完全成功報酬型なので初期費用がかからないとアピールしていますが、その手数料が保育士等の給与に影響することになります。

そこで伺います。今回の議案に関連して行政として保育人材の確保にどのような取組をされているかお示してください。未来を担う大切な子供たちの育成に、情熱と希望を持って取り組んでいただける保育人材を確保するため、今後の計画等もありましたら教えてください。

最後に、予防接種事業における令和7年度（2025年度）HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置による接種委託料等の計上について伺います。

HPVワクチンは、小学6年生から高校1年生に相当する女性を対象に無料の定期接種が行われていますが、2013年6月から2022年3月の間は、個別に接種を呼びかける積極的勧奨が差し控えられていたため、国は接種の機会を逃した1997年4月2日から2008年4月1日生まれ的女性を救済する措置として、無料のキャッチアップ接種を実施しています。

当初、2025年3月までとされていたキャッチアップ接種の期間が、ワクチン需要の大幅な増加により、一時的に出荷が制限され、接種を諦めた人もいたことを考慮して、キャッチアップ期間中に1度でも接種した場合に限り、残りの接種を最大1年間無料とする経過措置が設けられました。また、キャッチアップ接種の対象者に加えて、2025年3月で定期接種の期間が終わる2008年4月2日から2009年4月1日生まれ的女性も、同様に期間が延長されます。そのため、今回、約1億4,000万円の予算が計上され、本市の対象見込み人数は約4,500人と想定されていますが、その根拠をお示してください。

本市で令和6年度のキャッチアップ接種を受けた人の人数をお答えください。

また、小学6年生から高校1年生までの接種者数及び接種率をお示してください。

ワクチンは、2価、4価、9価の種類があり費用も異なります。より効果が高いとされるのは9価ワクチンですが、どの種類のワクチンを使用するかは接種する人の希望または医療機関に一任されるので

しょうか。行政の関与は全くないのか、費用負担についても教えてください。

HPVワクチンは子宮頸がんの予防に非常に有効なワクチンです。接種率を向上させるためには、積極的な情報提供と啓発活動が重要です。公費接種の期限を過ぎると9価ワクチンの3回接種では、最大約10万円の負担となります。また、接種をためらう理由として、副反応や副作用を心配する声も聞かれるため、正しい情報を伝えることが求められます。接種率向上の取組として、対象者に勧奨通知の発送を予定されていると思いますが、その他の周知方法はどのようにお考えでしょうか。今後も継続的に子宮頸がん撲滅に向けて接種率の向上に努めていただくよう要望し、1回目の質疑といたします。

○矢野伸一郎議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。18番 井上議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。消防長。

○山田武史消防長 消防本部にいただきました数点の御質問に対し、御答弁申し上げます。

デジタル無線の整備計画につきまして、消防救急無線は、平成28年（2016年）5月31日までに、アナログ方式からデジタル方式への移行が必要となっていたため、消防通信指令事務の共同運用による消防指令システムの更新整備に併せて、共同でデジタル無線への移行整備をしたものでございます。

次に、締結経緯につきましては、無線機の更新年度が箕面市と重なり、箕面市が維持費軽減の観点から無線機メーカーを吹田市と同一にすることとなったことから、共同で更新することとなりました。負担割合につきましては、共有する整備部分がないため、おのおのの市の整備分を負担することとなります。また、摂津市が参加しない理由は、財政的な面と聞いております。

次に、他市との共同のメリットにつきましては、指令システムと無線システムを接続するために必要

となる機器を共用することができるため、当該機器の維持費を案分することによる費用の軽減が図れます。

近隣市の状況につきましては、豊中市と池田市が来年度以降に更新を予定しているため、連携を図ってまいります。

次に、随意契約の理由につきましては、現行のデジタル無線システムは協和テクノロジズ株式会社が構築したもので、保守も行っており、今回の更新では、同社が構築したシステムとの連携利用が前提であり、他社では効率的で安全な履行が期待できず、また、保守に関しましても、既存分と今回更新分とで責任分界点が発生し、故障等が発生した場合に早期の復旧が望めなくなるため、随意契約を行うものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

初めに、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業の進捗状況についてでございますが、令和6年度（2024年度）には31校への整備が完了し、現在、第4期工事の対象校において施工を進めているところでございます。当初の予定どおり順調に進んでおり、令和7年度末には全校への整備が完了予定でございます。

次に、旧山田第五小学校屋内運動場、いわゆる体育館の活用状況につきましては、主に平日の放課後に山田中学校の男子バレーボール部、女子バレーボール部が使用しております。その他の部活動につきましても利用意向を確認しており、放課後以外の時間帯も含めて調整を進めているところでございます。

また、地域利用につきましては、目的外使用の申請及び許可の手続を経た上で、部活動に支障のない範囲で利用していただいております。

次に、緊急防災・減災事業債の制度の活用についてでございますが、本事業の対象としている市立小・中学校は指定避難所であることから、本事業における整備費の財源といたしまして、緊急防災・減災事業債の制度を活用するものでございます。

最後に、このタイミングで旧山田第五小学校を事業対象から除外することにつきまして、まずは担当より御答弁申し上げます。

当該施設につきましては、令和7年7月1日付で指定避難所の指定が解除されることから、PFI事業から除外されるかどうかにかかわらず、緊急防災・減災事業債の対象ではなくなるものでございます。今回の契約変更につきましては、当該施設が学校でなくなったことから、一旦、PFI事業契約から除外するものでございますが、今後、長期的な視点に立った施設活用の検討・整理を進める中で、空調設備等が必要となった場合には改めて判断し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま学校教育部長から御答弁申し上げたとおり、今後、教育課題の解消に向けて、当該施設の長期的な活用の方向性を検討する中で、御質問いただいております体育館の空調設備を含め、改修や設備の必要性につきましても判断をしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 児童部から答弁申し上げます。

千里山・佐井寺地域の保育施設の未利用児童につきましては、令和6年（2024年）4月時点で175人と、市内でも多く存在する地域であり、提供量自体も不足することから、昨年度、緊急的に施設整備に係る公募を実施いたしました。しかしながら、不動産確保が障壁となり、本地域での保育所設置に係る提案がなく、選定に至らなかったものでございます。

南千里庁舎事務所棟跡地での保育所整備につきましては、提供量が不足する千里山地域等と近接し、交通利便のよさから同地域の方の利用、未利用児童の解消に資するものと見込んでおり、この実施を判断したものでございます。

また、本件施設整備のほか、千里山等地域を含む各区域においても提供量が不足する場合には、既存施設に対して定員の弾力運用や園舎の増改築、幼稚園の認定こども園移行等の御意向を伺いながら、必

要に応じて施設整備等の対策を講じてまいります。

保育人材の確保につきましては、保育士・保育所支援センターによる求人のマッチングのほか、保育士に対する給付金の支給、研修の実施などを行っております。

加えて、本年6月1日には保育士等をさらに積極的に確保する観点から、本市初の試みとして、民間園と協働し、市内施設を一堂に会して就職フェアを実施いたしました。人材確保に関しては喫緊の課題と認識しており、引き続き事業者からも御意見をいただきながら、多角的な取組を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 続きまして、保健所からもお答えいたします。

キャッチアップ接種の経過措置に係る対象見込み人数につきましては、本年3月31日までに、対象年齢の約3,000人が2回、約750人が1回の接種となっております。計3回の接種が必要なことから、約4,500人と対象を見込んでおります。

次に、令和6年度（2024年度）のキャッチアップ接種者数は延べ1万673人でございます。また、小学6年生から高校1年生相当までの接種者数は延べ3,593人でございます。接種率につきましては、接種開始年齢により接種回数が異なることや、転入前の接種記録を確認できないため、正確な把握は困難ですが、延べ接種者数を中学1年生女性人口を3倍した数で除して算出しますと66.2%となります。

次に、接種するワクチンの種類につきましては、市ホームページ等で各ワクチンの情報を提供するとともに、医療機関に相談していただくよう案内しております。いずれのワクチンを使用しても自己負担はございません。

最後に、周知方法につきましては、対象者への個別通知に加え、市ホームページ、SNS等による発信、また、接種協力医療機関へのポスター掲示により丁寧な啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議長のお許しをいただき、2回目の発言をさせていただきます。

議案第63号の質疑において、学校教育部より空調設備等については、長期的な視点に立った施設活用の検討・整理を進める中で、必要になった場合に改めて判断し対応するとの御答弁をいただきました。現在、体育館については中学校部活動で暫定的に活用されているとのことですが、今後、しっかりと検証していただき、その上で長期的な視点での活用の方向性が確定した際には、児童、生徒など利用者の健康を守るためにも、空調設備の設置に積極的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 吹田党議員団の中西勇太です。

ただいま上程中の議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算のうち、予防接種事業について質疑をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お配りした資料についてもですが、偏った情報や意見などではなく、公的な事実、データ、公的な発表・発言を基に予算案について議論してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス、新型コロナワクチンをめぐる経緯について確認いたします。私は2年前に市議会議員の立場を拝命して以来、地方自治体として市民の命と健康を守るという、最も基本的かつ重大な責務を果たすべく、私自身が医師としての経験と責任もかけて、新型コロナウイルス感染症に関しても様々な指摘と提言を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、社会全体が混乱する情報の中、未曾有の対応を迫られました。本市でも地方自治体は最前線に立ち、市民の命と健康を守る責務を担ってまいりました。私は、この国の方針をただ追認するのではなく、予防接種事業をはじめとする感染症対策を、地域に与える影響まで世界を大きく見渡し、また経済的な視点も、若者の成長・発達など、様々な視点も持って、俯瞰的・総合的に勘案し、地方の実情に即した政治判断と、一

方的でない情報提供が必要であると繰り返し訴えてきました。

その中でも看過できないのが、全国的に死者数が増加している、いわゆる超過死亡です。吹田市でも同様の傾向が認められ、その要因は新型コロナウイルス感染症そのものだけでは説明できません。この異常事態に対し、国との連携による情報収集と市民への的確な情報提供が必要であることを提案してまいりました。

また、ワクチン接種については、有効性や副反応に関するエビデンスが日々更新される中、全ての市民が正確な情報に基づき、自らの意思で判断できる環境整備の必要性を訴えてきました。特に健康被害救済制度については、市ホームページで分かりやすい情報提供を要望し、改善が図られたことに対しては、健康医療部をはじめ関係部局の皆様に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類感染症へ移行し、ワクチンは同年度末で予防接種法上の特例臨時接種を終了、令和6年4月1日からB類疾病の定期接種に位置づけられました。厚生労働省が蔓延予防上、緊急の必要がある状況にはないとして、自治体宛てに業務連絡を行ったのは令和5年11月22日であり、その後、約5か月を経ての位置づけ変更です。これが1年前の議論になります。

新型コロナワクチン接種が特例臨時接種からB類疾病の定期接種となったのであればなおのこと、予防接種は健康な方にも行うがゆえに、極めて高い安全性が求められます。令和7年5月30日時点で、新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度の受理件数は1万3,694件、認定件数が9,171件、そのうち死亡一時金または葬祭料の認定は1,018件に上ります。申請自体のハードルを踏まえれば、これは氷山の一角と考えざるを得ません。これは繰り返しますが、病気の方や感染者の方への治療薬に起こった有害事象ではなく、お元気な方に行った予防接種で起こった、奪われる必要のなかった命が、予防接種を受けられた後に奪われた可能性があると考えられる方々の認定件数です。

私はこれまで本議場で議員として、また医師とし

ての覚悟を持って発言してまいりましたが、これは史上最悪の薬害事件と何度も評してきました。過去の薬害事件、サリドマイド、薬害エイズ、C型肝炎訴訟などから、私たちは安全情報の軽視や情報開示の遅れ、国や地方自治体等企業の責任回避という教訓を学んだはずです。ワクチンにはエビデンスがある、接種は国により推奨されている、専門家によって科学的に正しいなどと、いまだに正しいか悪いかの二元論でのみ語られ、責任は自分たちにはないと考えておられる方が多くおられるのではないかと私は懸念しています。

新型コロナウイルス感染症の重症予防効果があるというエビデンスが語られていても、現実に関わる健康被害が甚大な数起きている。新型コロナウイルスと名前がつけられた感染症の騒動が始まってもう5年以上。新型のワクチンによる健康被害が発生し、もう4年以上です。私たちは立ち止まり、考え直すことが必要ではないでしょうか。

こうした中、世界でも大きな変化が生じています。第1に、本年5月15日、アメリカ保健福祉省（HHS）は、妊婦や10代の若者、子供を対象とした定期接種の推奨を取りやめる方針を発表しました。第2に、本年5月20日、アメリカ食品医薬品局（FDA）も65歳未満の健康な国民への追加接種承認に先立ち、新たな臨床試験を義務づける計画を示しました。こういった近年導入されたmRNAワクチンの新型コロナワクチンの有効性や健康被害について、国際的再評価が始まっている今、地方自治体としても最新の科学的根拠と国際動向を踏まえ、市民の命と健康を守るために、真に必要な判断を下す責務があります。

このワクチンが対象としている新型コロナウイルス自体について、WHOも昨冬の流行株であったJN.1系統は、重症度が過去のオミクロン系統と同等かそれ以下と評しています。お配りした配付資料は、そのオミクロン系統の頃までしかありません。その後の詳しいデータは分からないのですが、それよりも重症度が低いということです。リスクの高い予防接種をこの感染症に対して、予防接種を継続すべきか疑問が生じます。

その中で、今回、国が新型コロナワクチン接種への助成事業を実施しない方針を示す中、本市は自己負担額を8,000円に軽減するための市費計上を提案しています。この適否を判断するには、感染状況やワクチン接種の効果、副反応等に関するさらなる情報開示が不可欠です。そこで以下、質問いたします。

1、昨冬の感染状況及びウイルスの重症度に関して具体的数値を示した上で、市の評価をお聞かせください。一昨年や新型コロナウイルス流行初期からの比較もお願いします。

2、昨冬の新型コロナワクチンの接種率とこれまでの推移をお示しください。

3、健康被害救済制度の申請、認否状況、申請から認否決定までの期間、また新型コロナワクチンの副反応疑い報告について、本市での現状について教えてください。

4、全国そして本市での健康被害の状況を受け、また先ほど御説明した世界の最大市場である米国でも慎重論へとカジを切りつつある事実を受け、保健所を有する中核市の責任として、安全性を検討する委員会等を設置するなど、再評価を行う考えはありませんか。

質問5、令和5年以降、市はホームページ改善などで救済制度情報の提供を拡充してきましたが、今御説明してきたような国内外の安全性についての情報の変化、最新情報を併記し、市民に平等な情報提供を行う考えはありますでしょうか。

質問6、本市は今回の補正で、引き続き自己負担軽減のための市費計上を計画されていますが、国が特段の支援を不要と判断した理由をどのように分析し、市単独助成の可否を評価したのでしょうか。

質問7、令和7年度の自己負担額、接種率、市財政負担の見込みを示してください。その上で、助成の有無による費用対効果をどう比較検討したのかお示しください。

質問8、北摂近隣市町と覚書を締結したとされていますが、覚書締結市での自己負担額はどのようになる見込みなのか、また覚書締結市以外の大阪市など、近隣自治体の自己負担額を教えてください。

質問9、覚書を締結したとされていますが、市か

らの助成額、自己負担額を設定した責任者はどなたか伺います。

質問10、新型コロナウイルスそのものが低リスクで重症化率が低い現状で、ワクチンを助成し、接種勧奨を継続する医学的必然性はどこにあるのか伺います。

質問11、本補正予算案において市の財政への負担も非常に大きなものとなりますが、本市の限られた財政資源を最小の費用で最大の健康便益を図る費用対効果の原則は、本補正予算にどのように反映されているのか、具体的にお示しください。

質問12、市長はかつて不可避免な健康被害が起こり得ることを国民は理解しており、市としては誠意ある対応に努めるとの趣旨の答弁をされています。今回の補助方針においても、情報提供の中立性、副反応の説明、判断材料の透明性は担保されているとお考えでしょうか。国際動向と健康被害の実態を踏まえた市としての広報・啓発の姿勢について、市長の見解をお伺いします。

以上、国の助成撤廃、国際的な安全性再評価、国内救済認定件数の増加という、見逃すことのできない事実を踏まえ、市が独自に助成を続けることが本当に市民の命と財政を守る最適解かを問うものです。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 保健所にいただきました御質問に御答弁いたします。

まず、昨冬の新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、定点医療機関当たりの報告数が最大7.08となっております。また、オミクロン株と比較して重症度が高い変異株については、現在のところ国からの公表はありません。なお、一昨年との比較では、定点医療機関当たりの報告数は減少しております。流行初期との比較につきましては、集計方法が異なることから、単純な比較は困難であると考えられます。

次に、令和6年度（2024年度）の新型コロナワクチン定期接種の接種率は28.3%でございます。以前の特例臨時接種における接種率につきましては、対象者が幅広い年齢層で実施され、年度内に複数回の

接種があったことから、比較可能な接種率の算出が困難となっております。

次に、本市の予防接種健康被害救済制度の申請状況について、本年5月30日時点で、国に進達した件数は延べ41件であり、うち認定が16件、否認が9件、審査結果待ちが14件、進達取下げが2件でございます。申請から認否の決定までの期間は、10か月から約2年となっております。副反応疑い報告につきましては、昨年度は2件の報告があり、本年5月30日の時点においては、延べ117件でございます。

次にワクチンの安全性につきましては、国が評価を行う役割を担っており、市が安全性を再評価することは考えておりません。

次に、市民への情報提供につきましては、予防接種の有効性や安全性など、接種に必要な情報の評価は国の役割であると認識しております。本市といたしましては、引き続き国が評価した情報を市民へ適切に周知してまいります。

次に、令和6年度（2024年度）に実施された国の助成事業につきましては、特例臨時接種から定期接種に移行する際の激変緩和措置として実施されたものでございます。本年度については、昨年度と同様の事情にないことから、当該助成は実施されないものと認識しております。新型コロナワクチン接種につきましては、他のB類疾病の定期予防接種との比較や、近隣市の動向等も踏まえた上で、自己負担額を設定したものでございます。

次に、本年度における自己負担額は8,000円と設定しており、接種率は32%、総接種費用は2億8,858万3,000円を見込んでおります。国において、費用対効果が良好であるという評価を踏まえ定期接種化が進められたことから、本市においても一定の費用対効果が見込まれるものと認識しております。なお、本年度は国の助成がないことから、自己負担額を8,000円に設定することで市の財政的な負担を抑えるとともに、予防接種の実施による一定の効果についても見込むものでございます。

次に、本年10月からの定期接種開始に向けて、北摂7市3町において覚書を締結する予定であり、自己負担額については8,000円で調整を進めておりま

す。その他、近隣自治体の自己負担額につきましては、枚方市が7,800円での設定を検討中とのことですが、他の府内自治体からは現時点で未定との回答でございました。

次に、自己負担額につきましては、吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、受益と負担の公平性の確保を踏まえ、近隣市の動向や他のB類疾病の定期予防接種の自己負担額と比較した上で担当課で設定し、最終的に市として判断したものです。

次に、接種の医学的な理由としましては、国において、オミクロン株の発生以降、デルタ株流行期と比較して全ての年代で重症化率及び致死率が低下しているものの、特に高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い者においては、重症化をもたらすおそれがあることと評価されております。

次に、費用対効果につきましては、接種に係る自己負担額を昨年度の3,000円に据え置いた場合は、市の財政的な負担が大きくなることから、自己負担額を増加することで本市の財政的な負担を抑えるとともに、予防接種の実施による個人の重症化予防効果も見込まれるものでございます。

次に、広報・啓発の姿勢につきましては、まずは担当よりお答え申し上げます。

B類疾病の定期接種につきましては、国からの情報を踏まえ、効果や副反応等の接種の判断に必要な情報に加え、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることについても、引き続き適切に周知にしていまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ワクチンの接種につきましては、我が国においても、科学的知見をエビデンスとした判断により制定をした法に基づいて進めてこられております。それを明確に否定できる権威ある学会での査読論文等が一定数あり、それを専門家が認めるという流れであれば、我々も国に対して、その真偽について問いただす立場にあります。それは市民を守

るためです。その効果や国からの情報を踏まえつつ、責任を持って接種を実施をしまいいります。政治的判断ということですが、そこに政治的判断は介入する余地は見いだせません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 御答弁をいただき、ありがとうございました。いただいた御答弁を踏まえ、2回目の質問をいたします。

数字を述べていきますが、大切ですのでしっかり聞いていただけたらと思います。昨冬の感染状況について御答弁では、昨冬の定点医療機関当たりの報告数は最大7.08、毎週です、とのことでした。大阪府内のピークは4前後で推移したと把握しております。吹田市内の見込み数を考えますと、昨冬の令和6年第49週から令和7年第6週までを合算し、定点報告数に国立健康危機管理研究機構の係数を当てはめると、吹田市で推定で8,000人から1万6,000人ほどが感染していた可能性となります。そのうちの65歳以上の報告割合は約26%ですので、吹田市の昨冬の65歳以上の感染者数は、およそ2,000から4,200人と見込まれます。これは5類以降後の全国ピーク、令和5年第35週が20.50、さらに昨年、令和6年12月末に定点当たり64.39を記録したインフルエンザと比べても、小規模な流行にとどまったことを示しています。

重症化率や重症者数については、集計方法が異なるため把握が困難との御答弁でしたが、厚労省アドバイザリーボードの資料から、第6波、令和3年12月から令和4年6月のデータを参考にしますと、重症化率0.11%、これは全年齢です。70歳以上では0.97%。第7波では重症化率が全年齢で0.03%、70歳以上にしても0.24%まで下がった値という報告もされています。

今回の流行では、これをさらに下回る可能性が高いと考えられますが、高めに高齢者の重症化率を1%として試算をいたしますと、吹田市の昨冬の65歳以上の重症者数は20人から40人程度と見込まれます。令和6年度の定期接種率は28.3%にとどまった

とのことですから、ワクチン接種によって重症者数が減ったという論理で考えても、重症者数の低下の期待値は数名までと考えられます。

一方、吹田市新型コロナウイルス感染症対応報告書によれば、令和5年5月31日時点で65歳以上の5回目接種率は64.4%でした。接種率が大きく低下した要因分析が必要です。また、費用対効果について数値で比較した答弁をいただけませんでしたので、考えてみます。

令和7年度の接種見込み人数は接種率32%として約3万400人と試算されています。接種者の方々の感染率を、先ほど御説明した昨冬の感染者数からの感染率約4%より高く、感染率10%と仮定した場合、感染者は約3,040人。仮に重症化率を高めに1%と見積もると、重症化する可能性のある方は約30人です。ワクチンの重症化予防効果を100%と仮定した場合でも、効果が及ぶのはこの30人に限られますが、実際の入院重症化予防効果は、米国CDCのデータや海外のメタ解析では、50から70%前後と現在報告されていますので、実質的に防げる重症例はさらに少なくなり、約15から21人。

つまり、本市が見込む2億8,000万円超の予算をかけて、この新型コロナワクチンが抱えるリスクについて、判断の違いがあったとしても、少なくとも史上最大級の副反応報告がある薬剤を、約3万人に接種した場合に、高く見積もっても20人前後の重症化を防ぐ効果にとどまるとすれば、費用対効果について慎重な検討が必要ではないでしょうか。

高齢者と一口に言っても、85歳以上、90歳代、100歳超の方まで幅があります。疾病を発症した際、積極的治療を望まれない方も多くおられます。医療行為には必ずリスクが伴います。行政がリスクを含む事業を推進する以上、効果と侵襲性のバランスを真剣に議論すべき時期に来ていると考えます。改めて、以下質問します。

一つ目、本質疑を通じて、重症化率や死亡率を正確に把握する必要性をどのように認識されたか、今後どのようにデータ整備を進めるのか伺います。

二つ目、令和6年度の定期接種率が28.3%にとどまった要因分析をどのように行ったのか教えてください。

さい。

三つ目、今回の事業で見込まれる効果とリスクを試算した上で、2億8,000万円以上の予算を計上することが適切と考えられるのか御説明ください。

四つ目、令和6年度に市独自の助成を行わず、自己負担額を7,000円前後とした自治体があります。これら自治体における接種率、同期間の感染症数、重症者数の推移を比較検討すべきではないでしょうか。現時点でデータがない場合、外部データを収集、比較、分析し、費用対効果を検証する考えはありませんか。

以上で2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 保健所にいただきました御質問に御答弁いたします。

初めに、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見は重要であると認識しております。これらのデータ収集や分析は国の役割であることから、国の動向を注視してまいります。

次に、令和6年度の定期接種については、特例臨時接種とは異なり、予防接種法における努力義務規定や接種勧奨規定がなくなったこと、また、接種に自己負担金が生じるようになったことが主な要因ではないかと考えております。

次に、新型コロナワクチンの定期接種は、国が有効性、安全性、費用対効果等を評価した上で、予防接種法において定期接種として市が実施すべきものとされているため、適切であると考えております。

次に、他自治体の接種率は把握できるものの、感染者数、重症者数の推移については把握しておらず、比較検討は困難です。定期予防接種の費用対効果が自己負担額の違いによってどのように変化するかの検証については、国で実施すべきものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 御答弁ありがとうございます。議長のお許しを得て、3回目は市長への再度の御質問と、これまでの質疑のまとめと補足説明とさ

せていただきます。

2回の質疑を通じ、次の点が明らかになりました。まず、昨冬の新型コロナウイルス感染症は、同時期のインフルエンザ流行規模と比べても大幅に小さいものでした。配付資料のとおりですが、令和3年末から令和4年にかけての第6波、第7波における重症化率0.97%や0.24%、これを踏まえると、昨冬及び令和7年度の重症化率はさらに低下していると考えられます。接種率に関しても、令和6年度の定期接種率は28.3%にとどまりました。努力義務、接種勧奨の規定がなく、自己負担が発生したことが要因との御説明でしたが、裏を返せば多くの市民が接種の必要性を感じていないという結果でもあります。行政がどのような情報提供等支援策を行うかで、市民の判断は大きく左右されます。行政の持つ公的な信頼の大きさを示しておりますし、自己負担額の在り方が、市民の接種行動に大きく関わることです。

加えて、新型コロナワクチンの費用対効果に関する具体的試算や他自治体との比較データについては、十分な答弁が得られませんでした。かつて政府、自治体は、思いやりワクチンというキャンペーンまで打ち出され、他者への感染拡大防止を掲げて接種を推奨しました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策分科会会長を務められた尾身 茂氏も、感染防止効果はあまりなかったと公に認めています。仮に重症化予防効果があるとしても、2億8,000万円を超える本事業予算における効果は極めて限定的です。

本市でも予防接種健康被害救済制度の申請件数は、昨年より増えています。全国的にも史上最悪とも言える薬害が発生している事実を、私たちは直視すべきです。重症化率が低下している一方、重大な健康被害が確実に発生しているワクチン事業に、市の予算から2億8,000万円超を計上する是非が問われています。

御答弁にあったとおり、接種に必要な情報の評価は国の役割である、それは私も同意いたします。本来、国が評価をしっかりと行うべきです。正確に真摯に行われるべきです。しかしながら、現状においては、私たちの選択が市民の命と市民を守る市の財政

に大きく関わります。

最後に市長にお伺いいたします。

新型コロナワクチンの接種事業については、これまで国からの委託、要請に基づき、本市としても対応を行ってまいりました。費用についても、従来は国が負担してきた経緯がございます。しかし、現在、国はこの補助を終了し、市に対して費用負担を求めることも行っておりません。

一方で、国際的な安全性の再評価や国内での救済認定件数の増加など、看過できない事実も明らかになっております。このような状況の中で、極めて限られた対象者に対する接種支援に関して、市が新たに予算を計上する必要性について、市長はどのようにお考えでしょうか。市が独自に助成を継続する場合、市として大きな責任を負うことになります。加えて、市の最高責任者として、この事業に対する基本的な方針等、責任の所在についてどのような見解をお持ちかをお聞かせください。

さらに、当該事業については、今後の委員会での議論や意見を踏まえ、必要に応じて提案内容の見直しや修正を検討いただけるのかどうか併せてお伺いいたします。

また、保健所から行政経営部や副市長、市長へ、本日御説明したような各種データが示されたのかどうか、それらの情報を踏まえて予算確保の判断をされたのか。仮に数値が変動した場合にも、なお必要な予算とするのか。あるいは、数値の変化に応じて不要と判断する基準が存在するのか。このような点についての議論はなされたのかについても御答弁をお願いいたします。市長に御判断をお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 まず担当からお答えします。

繰り返しの答弁となりますが、新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法において市が実施するものと定められており、本ワクチン接種はB類疾病の定期予防接種と位置づけられていることから、他のB類疾病の定期予防接種と同様に自己負担額を設定して実施するものでございます。

有効性や安全性に関する評価は国でされており、

これらに関する個別の数字についての説明はしていませんが、昨年度の実績や近隣市の状況等を踏まえ、本市の事業実施に向けたプロセスを得た上で、必要な予算を提案したものでございます。

今後、国により効果や安全性に懸念が認められると評価された場合は、国の方針を踏まえながら、実施の見直しが必要となる場合もあると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から、専門的な職員ですが、御答弁をいたしましたとおりでございます。その上で、市の責任として定期接種を実施するというのを御理解いただきたいと存じます。

御指摘の見解につきまして、御質問の中でいただいた見解につきまして、その意味するところ、また要因分析やその試算方法の正しさについて、評価、評論、答弁をする立場ではございません。

一方で、行政の判断の基になる専門家、研究者による政府の責任ある判断がなされております。ただし、そこには御指摘のとおり、専門家、研究者以外の医療関係者の現場感覚、また考え方も参考にすべきではないかという感覚は私も持っております。いづれにしても、今後まだ流動化するののかどうかということも我々には判断できませんが、現在できる精いっぱい努力をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 自民党吹田・無所属の会、泉井でございます。会派を代表して議案質疑を行わせていただきます。約1年ぶりの質問となりますが、よろしくお願いいたします。

介護給付費の不当利得返還請求訴訟の提起について質問をさせていただきます。

まず、株式会社Y o u I、旧社名がアール・オー・エス西日本株式会社、による介護給付費の不当請求が判明したのは平成29年2月となっております。

平成29年といいますと、私が議員をさせていただいたのが平成27年からです。で、平成27年から平成27年、28年、29年、今もそうなんですけども、ずっとこの介護給付費の不当請求等については、さんざん市に対しては指摘をさせていただいた事項であるということは、まず申し上げておきます。

戻りまして、平成29年2月となっておりますが、これは実地指導、現運営指導のときでしょうか、お答えください。

次に、平成25年8月から平成29年3月の3年8か月もの間、運営上必要な人員基準が満たされていなかったとのことで、当該法人が国、大阪府、吹田市から不当に取得していた当時の金額は5,776万5,377円という、一介護事業所としてはかなり大きな金額を不当に取得していたことになりますが、なぜ監査に切り替えず自主点検という甘い判断になったのか。なぜ過誤調整というぬるい返還方法になったのか、さらに約5,800万円にもなる返還金に対して、平成29年9月から平成30年4月までの1か月の返還額はたったの24万円。全額返金されるまでに約20年かかりますが、あろうことか翌月の平成30年5月からは、1か月当たり、何と3分の1の8万円になっているとのこと。この返還額でいうと全額返金されるまで約58年にかかる計算になりますが、そうなった理由をお答えください。

次に、令和6年4月から返還が行われず、令和6年6月には当該法人から全額を支払う義務はないという見解が示されたことから、残額の一括返金を求める通知書の送付や督促状の送付、今年の令和7年1月に催告書を送付したとされておりますが、残り約5,000万円もの返済に対して、1か月たったの8万円しか返還しない法人が返還を滞り、挙句の果てに支払う義務はないと言ってきた時点で、即、法的措置を取るべきだと思いますが、なぜ約1年もかけたのか、その理由をお答えください。

次に、そもそも論として、今回の事案は福祉部の所管ではありますが、このような財政にも関わる案件に対して、債権管理はどうなっていたのでしょうか、お答えください。

以上、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 介護給付費の不当利得につきましては、運営指導時ではなく、当該法人から提出された管理者変更届の添付書類を確認する中で、計画作成担当者の不在が明らかになり、判明したものでございます。

次に、監査を実施せず、過誤調整による返還となった理由につきましては、当時、法人に対して当該案件の事実確認を行う中で、法人が不当利得を認め返還の意向を示すとともに、人員欠如を指摘した後、速やかに解消したことによるものと確認しております。

また、毎月の返還額につきましては、事業継続が可能であることを前提としていたため、当初、法人から示された額とし、その後、経営状況の悪化による減額の申出を認めた額となっておりますが、将来的に増額も視野に入れた流動的なものであったと認識しております。

次に、議案の提案まで約1年の期間を要した理由につきましては、返還が行われなくなった令和6年（2024年）4月以降、まずは法人との交渉を継続しつつ、返還金を徴収する手法について、顧問弁護士との協議や庁内協議を行ってまいりました。その結果、不当利得の返還金の請求につきましては、訴訟を提起し、債権を確定する必要があることから、同年9月30日に、法人に対して返還通知書を送付しました。

返還通知書の支払期限である10月30日までに支払いがなく、その後、11月6日に督促状を送付、翌年1月10日に催告書の送付を行いました。しかしながら、同月24日の支払い期限になっても支払いはなく、その後、訴訟の提起に必要な準備を行っていたことから、今定例会での提案となったものでございます。

最後に、本事案につきましては、担当所管である福祉部において対応すべき内容と認識していたことから、債権管理課へは報告しなかったものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、管理者変更届の添付書類の確認により、減算対象に該当するという点に気づいた点については評価できることではありますが、事業者は毎月の請求時においては加算減算要件を確認することは当然のことであり、3年8か月もの間、不当請求していたことについては悪質以外の何物でもないことから、即、監査に切り替えて行政処分を下すべきだったと私は思っております。

次に、債権管理課への報告は行っていないとのことですが、報告を行わなかった理由をお答えください。そして、福祉部の判断で経営状況の悪化を理由に返還額の減額を認め、将来的に増額も視野に入れた流動的なものであったと認識されていたのであれば、まずその時点で法人の経営状況や資産状況の確認を行っていたか、減額後の経営状況の確認を定期的に行っていたか、運営指導の実施の有無、実施をしていたなら、そのときの運営状況の指摘事項の有無、指摘事項があるなら、その内容についてお答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉部にいただきました2回目

の御質問にお答えいたします。

債権管理課への報告を行わなかった理由につきましては、当時、過誤調整により継続的に返還されていたためでございます。

次に、法人の経営状況や資産状況につきましては、平成30年（2018年）4月に、経営状況の悪化による減額の申出を受けた際、決算報告書により確認しております。また、令和元年（2019年）5月も同様に、決算報告書により確認をしておりますが、その後、定期的な確認は実施できておりません。

最後に、運営指導につきましては、平成29年（2017年）8月に実施しており、主に運営に関する軽微な指摘事項で、人員基準違反等行政処分に至る可能性のある指摘事項はございませんでした。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会委員長から、クラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集されていますので御承知願います。

付 託 案 件 表

令和7年5月定例会
(2025年)

<財政総務常任委員会所管分>

- ・ 議案第49号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第50号 吹田市職員の育児休業等に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第52号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務委託契約の締結について

<文教市民常任委員会所管分>

- ・ 議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

<健康福祉常任委員会所管分>

- ・ 議案第68号 訴えの提起について

<予算常任委員会所管分>

- ・ 議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第70号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○
○矢野伸一郎議長 次に、日程２ 報告第15号を議題
といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして
理事者の説明がありましたので、ただいまから質問
を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件については委員会付託を省略し、即決いたし
たいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委
員会付託を省略し即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、報告第15号を採
決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、報告第15号は承認
されました。

○
○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存
じます。

次の会議は7月2日（水曜日）午前10時に開会い
たしますので御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後1時53分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	益田洋平	
吹田市議会議員	梶川文代	
吹田市議会議員	西岡友和	